中商連オートオークション
統一ルール

（クレーム・ペナルティーに関する統一ルール）

（社）日本中古自動車販売協会連合会
日本中古自動車販売商工組合連合会

第1章　総　則

1.　制定の目的

この統一ルールは、各県商工組合が運営するＪＵオークションにおいて、クレーム、ペナルティーの具体的運営事項を定めることにより、参加者への信用と利便性を向上させることを目的とします。

2.　この統一ルールの効力

この統一ルールは、中商連オートオークション運営規程の一部として定め、主催商組は、これを遵守し、公平な運営を行うものとします。

なお、この統一ルールと商組規約が抵触した場合は、この統一ルールが優先します。

第2章　出　品

1.　出品店の申告義務

出品店は、出品申込書の記入にあたり、必要事項を洩れなく、かつ、正確に記入しなくてはなりません。

なお、虚偽記入、誤記入、記入洩れ等があった場合は、すべて出品店の責任となります。

2.　出品店注意事項

出品店は、以下の事項に注意を払い、出品申込書の記入を行ってください。

①. 出品店は、不具合箇所・欠品等について記入する必要があり、紛らわしい記載の場合、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。
特にエンジン、ミッション等の重要箇所の不具合は誠実な申告を行ってください。

②. 車検付の車両を出品する場合は、出品申込書に車検年月、登録番号を記入する必要があります。
出品車両は、ナンバープレートが装着されていることが出品の前提となりますので、名義変更申請中車両（登録車）は法令順守の関係から出品できません。

③. 出品申込書の出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）は、車両の不具合（不良）内容を、不良箇所、状況とも具体的に記入するためのものです。また、標準装備品の欠品、社外品装着がある場合もその内容を記入してください。
記入洩れ、又は、紛らわしい記入内容であると主催商組が判断した場合はクレームとなることがあります。

④. 出品申込書のセールスポイント欄は、出品車両のアピールポイント（純正・社外品を問わず装備品、ワンオーナー、禁煙車等）を記入するためのものです。なお、セールスポイントに記入できる装備品は、正常に作動することが前提となります。
セールスポイントに記入した装備品が不良の場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとなります。
また、セールスポイント欄外に記載の場合であっても、瑕疵内容以外の記載と判断できるものは、主催商組の判断により、セールスポイントと同等の扱いとすることがあります。

⑤. 出品車両の乗車定員は、出品申込書に記入する必要があります。
バンの 1 列シート、ワゴン車の 2 列シートの乗車定員が未記入の場合等には、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。

⑥. 輸入車を出品する際は、ディーラー車・並行車、モデル年式、登録年月を記入する必要があります。
なお、未記入の場合は、不明として取り扱います。

⑦. 出品申込書の色記入欄は、車体色と色コード（カラー番号）の双方を記入する必要があり、車体色と色コード（カラー番号）が異なっている場合は、色コードが優先となります。

⑧. 社外品は、出品申込書の出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に記入する必要があります。なお、社外品が多数ある場合は、社外品多数と記入してください。
未記入の場合は、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。

⑨. 出品申込書の装備品記入欄は、純正（メーカー・ディーラー）装備品のみ記入することができます。社外品であるにも関わらず装備品に〇印を付した場合はクレームとなります。
なお、純正品が提出できない場合は値引き処理とします。

⑩. ナビ・テレビ・オーディオ・エアコン等のリモコン、ナビＣＤ、リモコンキー等の付属部品は、書類と共に主催商組へ提出するものとします。
出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。この場合、部品代が 2 万円未満であっても現品支給または値引き処理とします。
なお、出品店は、主催商組が付属部品を依頼してから 7 日以内に対応しなければなりません。

⑪. 出品申込書の後日品欄は、書類と共に後日送付するものを記入してください。
なお、後日品欄に記載がない場合でもセールスポイント欄や装備品欄に記入した装備品に関連する附属品等で、その動作に必要で重要な附属品であると主催商組が判断した場合はクレームになることがあります。

⑫. エアバック装着車両（標準・オプション問わず）において、使用済・不良・欠品等の場合は、「エアバック修理要」、「エアバック欠品」、「エアバックランプ点灯」と記入する必要があり、記入のない場合はクレームとなります。
なお、故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、クレーム裁定とは別に制裁を科すことがあります。

⑬. 特殊・特装車両等の出品は、特殊、特装部品が正常に作動することを前提とし、正常に作動しない場合は、ノークレームに該当する車両でもクレームになることがあります。
また、車両本体と特殊・特装部品の年式に 2 年以上の隔たりがある場合は、申告する必要があり、申告がない場合はクレームとなります。
クレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、特殊、特装部品の検査証・証明書等の必要書類の有無を記入して下さい。

⑭. ワンオーナーとは、新車登録使用者名義である場合を意味しますが、書類の関係上新車

登録使用者名義からディーラーまたは専業店に名義変更したものを含めてワンオーナーとみなします。

⑮. 保証書とは、新車登録時の販売店名が記載された保証継承ページがあるもの、かつ、保証継承が可能な状態であるものとします。

ただし、メーカー保証期間が経過した車両は、保証継承ページが削除してある場合であっても、同冊子の記録簿等により当該車両のものと確認できる場合に限り保証書とみなします。

保証書は、書類と共に主催商組に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。

⑯. 記録簿とは、最終使用者名義にて直近の法定点検（車検または12ヵ月点検）を行っているものとします。ただし、新車登録後12ヵ月未満の車両については、認証工場または指定工場による点検を1度でも受けた記録（日付、走行距離数等）があるものは記録簿とみなします。

なお、法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、記録簿とみなしません。

記録簿は、書類と共に主催商組に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。

⑰. 落札店からのクレーム申立に対し、部品支給で対応する場合は、原則として主催商組を経由することとしますが、出品店、落札店双方の合意があれば出品店から落札店へ直接送付することができます。この場合の送料は出品店負担となります。

また、出品店が主催商組に部品を持ち込んだ場合は、落札店への送付にかかる費用実費を出品店に請求します。

なお、出品店は部品対応することを主催商組に申し出してから、7日以内に対応しなくてはなりません。

3. 走行距離記入における注意点

出品店は、出品車両の走行距離数の記入にあたり、出品時の走行距離計に示された距離数値を記入し、走行距離計の交換もしくは改ざんが明白な場合には、以下にしたがって、出品申込書にそのことを記載しなければなりません。

①. 走行距離計を交換した車両「＄」

認証工場または指定工場で走行距離計が交換されたことを証する記録簿等の書面がある車両は、走行距離記入欄に、交換時の距離数と現在の距離数を合算した距離数値を記入し、メーター交換車を表す「＄」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「メーター交換車」の文言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載します。

なお、走行距離計の交換が証明できない場合は「改ざん車」として取り扱うものとします。

②. 走行距離計の改ざんが明白な車両「＊」

過去の記録簿等により走行距離計の改ざんが確認できる車両は、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記入し、メーター改ざん車を表す「＊」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「メーター改ざん車」の文言と記録

簿等により判明した改ざん前の距離数を記載します。

③. 前各号以外で過去の記録簿等がなく実走行と判断できない車両「＃」

走行距離記入欄に、走行距離計が示す距離数値を記入し、走行不明を表す「＃」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「走行不明車」の文言を記載します。

④. タコグラフ装着車

車両総重量 8 トン未満のトラック、最大積載量 5 トン未満のトラック等、法律でタコグラフ装着が義務付けられていない車両で、積算距離計とタコグラフが一体式で装着されている車両は、タコグラフを新車時に取り付けたものとみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

ただし、タコグラフを途中交換している場合は、客観的に判断できる交換記録を必要とし、記録がある場合はメーター交換車、記録がない場合は、メーター改ざん車として記載します。

⑤. セットアップ交換車

ディーラーによるセットアップ交換車両は実走行とみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

第3章　落　札

1. 落札店注意事項

① 現車オークションにおいては、下見による現車確認が基本となりますので十分下見をした上でセリに参加してください。なお、外部からの応札の場合は、主催商組で下見代行を行っている場合があります。

② 落札車両と出品申込書の内容に相違がないか十分に確認してください。車両と出品申込書の内容に相違があった場合は、主催商組にクレームの申立をすることができます。

③ 出品リスト（出品一覧表）と出品申込書の記載内容に相違がある場合は、出品申込書の記載内容を優先します。

④ クレーム申立にかかる費用（ディーラー見積り費用）は、落札店の負担となります。

⑤ 出品車両の内・外装補助評価（A・B・C・D・E）並びに事故補助評価（ 大・中・小 ）は参考補助評価であり、万一違いが生じたとしてもノークレームとします。

第4章　クレーム

1. クレーム解決に向けて

クレームが発生した場合、主催商組は、中立、公正な立場でクレームの裁定を行い、クレーム当事者は、主催商組の裁定に従うものとします。

出品店、落札店は、理解、協調の姿勢をもって、円満に解決することに努めるものとします。

2. クレーム申立方法

① 落札店がクレーム申立をする場合、必ず主催商組を通して申立をしてください。理由の如何を問わず、主催商組の許可なしに出品店もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティー3 万円を科します。

②. クレームの申立は、原則として落札車両1台に対して1回の申立とします。
ただし、搬出前のみ受付されるクレームや後日送付する書類等によって判明するクレーム等、主催商組が認めた場合は、複数回の申立も可とします。

3. クレーム申立期間

⑴基本となるクレーム申立期間

原則としてオークション開催日を含めて5日以内としますが、クレーム事項の種類ごとに別の申立期間を定めます。

なお、主催商組が定める遠隔地落札店については、主催商組の定める期日の延長をする場合があります。

⑵具体的クレーム事項の申立期間

クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定めます。

なお、別表に記載のないものは、商組規約に従うものとします。

4. 用語の定義

別表で用いる用語の定義は、以下のとおりとします。

①低価格車

落札価格20万円未満の車両（登録車・軽自動車）。なお、落札価格に手数料は含まれません。

②搬出前

搬出前までのクレーム受付の最終期限は、オークション開催日を含む4日以内（最終日は主催商組営業時間内）とします。

ただし、期日の最終日が日曜日または主催商組の休業日にあたる場合は、主催商組により翌営業日になることがあります。

5. クレーム裁定

クレームでキャンセルとなった場合は、成約料、落札料および落札店でかかった諸費用は出品店負担となります。

ただし、販売できなかったことによる落札店の逸失利益は含まれません。

6. クレーム免責事項

以下に該当する事項は、原則としてクレームを受付けません。

①. クレーム事由がメーカー保証で対応できる場合はノークレームとします。
ただし、その際にかかる保証継承代として1万円を出品店へ請求します。

②. 落札車両が初年度登録より10年または走行距離が10万㎞を経過している車両、並行輸入車、災害車は、原則としてノークレームとします。
ただし、エンジン、ミッション等の重大箇所、並びに重要装備品の不具合、欠品等、または虚偽申告、誤記入、記入洩れ等、主催商組が重大であると判断した場合クレームとします。

③. クレームの対象となる部品代が2万円未満の場合はノークレームとします。

なお、部品代に工賃は含まれません。

ただし、セールスポイントに記載されている内容のものは、部品代が 2 万円未満であってもクレームの対象となります。

④. オークションで落札後、他のオークションに転売（他のオークションに転売とは、他オークションにおいて成約したものを指します。）した場合はノークレームとします。
ただし、走行距離問題車・冠水車・接合車・盗難車はクレームの対象とします。

⑤. 出品申込書に記載された修復歴の内容以外に修復部位が判明した場合であってもノークレームとします。

⑥. 出品申込書に、「エンジン・ミッション異音」の記載がある場合においては、エンジン・ミッションに関する不具合は一切ノークレームとします。
なお、エンジンオーバーホールを要すものも含みます。

⑦. 落札店が、主催商組に対してクレーム申立を行った日より、その後 7 日間経過時点で再度連絡がない場合はノークレームとします。

⑧. 別表においてノークレームと定めた事項の場合。

⑨. その他主催商組が申立却下と判断した事項の場合。

7. クレームと制裁

主催商組は、参加者の悪質なルール違反に対し、この統一ルールで定められたクレーム裁定とは別に、中商連オートオークション規約に基づき制裁を科すことがあります。

第5条　雑則

1. 統一ルールの改正

この統一ルールに改正が必要な場合は、中商連流通委員会、検査委員会の答申に基づき、中商連理事長が行うものとします。

2. 附則

この統一ルールは、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

別表Ⅰ　出品申込書記載相違事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間（現車落札・ネット落札ともに適用）					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
1	年式 （輸入車モデル年式含む）	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時：ペナルティー2万円（低価格車は1万円）＋諸経費
2	初年度登録月	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	＜6ヵ月以上の相違＞ キャンセル時：ペナルティー2万円（低価格車は1万円）＋諸経費 値引時：1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円（上限は6ヵ月） ＜6ヵ月未満の相違＞ キャンセル時：ノーペナキャンセル 値引時：1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円
3	車名	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	主催商組の裁定による
4	グレード・2WD/4WD相違 （パッケージオプション含む）	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時：ペナルティー2万円（低価格車は1万円）＋諸経費 出品店申告より上位グレードの場合は、ノーペナキャンセルのみ受付する。
5	ディーラー・並行相違	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
6	型式・排気量	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
7	ドア・形状	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
8	定員・積載	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
9	車歴	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	レンタ・営業・身障者仕様・その他改造等
10	車検	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	＜6ヵ月以上の相違＞ キャンセル時：ペナルティー2万円（低価格車は1万円）＋諸経費 値引時：1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円（上限は6ヵ月） ＜6ヵ月未満の相違＞ キャンセル時：ノーペナキャンセル 値引時：1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円 ＜車検付申告が抹消であった場合＞ キャンセル時：ペナルティー2万円（低価格車は1万円）＋諸経費 値引時：個別対応
11	走行距離相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	キャンセル時：ノーペナキャンセル＋諸経費
12	車体色相違	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	車体色と色コード（カラー番号）が異なる場合は、色コードを優先とする。
13	色替え	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。
14	シフト相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	フロア⇔コラム、AT⇔MT、5速⇔4速等
15	冷房・装備品の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
16	燃料相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ガソリン⇔ディーゼル等
17	セールスポイントの不良・有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	セールスポイントに記載された装備品が不良、または無かった場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとする。
18	装備品（純正品）の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
19	保証書の有無	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	＜メーカー規定保証期間内の車両＞ キャンセル時：ペナルティー2万円＋諸経費 値引き時：5万円 ＜メーカー規定保証期間を経過している車両＞ キャンセル時：ノーペナキャンセル＋諸経費 値引時：2万円（低価格車は1万円）
20	諸元相違 （長さ・幅・高さ）	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	但し、主催商組が相当と判断した場合はクレームとする。

別表Ⅱ　重大クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間（現車落札・ネット落札ともに適用）					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
1	修復歴車	当日含む5日		当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とし、落札金額10万円未満はノークレームとする。 なお、落札金額10万円未満であっても主催商組が重大と判断した場合はクレームとする。
2	再検査による評価点「1．5点」以上の差	当日含む5日		ノークレーム	当日含む5日	当日含む5日	
3	粗悪車	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ピラー等の重要部位の損傷箇所の修復現状に問題があり、主催商組による現車確認の結果、相当と判断したもの。
4	メーター改ざん・交換・1回転申告漏れ	当日含む6ヵ月または書類発送後1ヵ月（※）	当日含む6ヵ月または書類発送後1ヵ月（※）	当日含む6ヵ月または書類発送後1ヵ月（※）	当日含む6ヵ月または書類発送後1ヵ月（※）	当日含む6ヵ月または書類発送後1ヵ月（※）	キャンセル時：ペナルティー（出品店関与10万円・不関与5万円）＋諸経費 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を科すことがある。 ※車検証、整備記録簿（認定・指定工場によるもの）等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1ヵ月以内とする。
5	タコグラフ交換	当日含む6ヵ月または書類発送後1ヵ月（※）	当日含む6ヵ月または書類発送後1ヵ月（※）	当日含む6ヵ月または書類発送後1ヵ月（※）	当日含む6ヵ月または書類発送後1ヵ月（※）	当日含む6ヵ月または書類発送後1ヵ月（※）	キャンセル時：ペナルティー5万円＋諸経費 ※車検証、整備記録簿（認定・指定工場によるもの）等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1ヵ月以内とする。
6	走行不明「＃」の申告で、メーター改ざんが立証された場合	当日含む6ヵ月または書類発送後1ヵ月（※）	当日含む6ヵ月または書類発送後1ヵ月（※）	当日含む6ヵ月または書類発送後1ヵ月（※）	当日含む6ヵ月または書類発送後1ヵ月（※）	当日含む6ヵ月または書類発送後1ヵ月（※）	ノーペナキャンセルのみとし、諸経費（陸送費やその他にかかる費用）は請求できない。 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を科すことがある。 ※車検証、整備記録簿（認定・指定工場によるもの）等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1ヵ月以内とする。
7	冠水車（申告なしの場合）	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円＋諸経費
8	接合車	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円＋諸経費
9	盗難車 遺失車両	無期限	無期限	無期限	無期限	無期限	左記事項が発覚した場合、当該車両の出品店が全責任を負うものとし、第三者により当該車両及び移転登録書類が押収・差押えされた場合でも、その理由の如何を問わず問題発覚時に速やかに車両代金、キャンセルペナルティー10万円、主催商組が認める諸経費を主催商組に返還するものとする。
10	消火器の散布跡車	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	必要により現車確認とする。
11	ｴﾝｼﾞﾝ乗せ替え（規格外）	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	キャンセル時：ペナルティー2万円＋諸経費
12	ﾐｯｼｮﾝ乗せ替え（規格外）	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	FA⇔F5、AT⇔MT等 キャンセル時：ペナルティー2万円＋諸経費

別表Ⅲ　具体的クレーム事項の受付期間と裁定

		クレーム事項	クレーム受付期間（現車落札・ネット落札ともに適用）					クレーム裁定
			評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
内装	1	内装焦げ・切れ・しみ・異臭	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。
	2	雨漏れ	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。 必要により現車確認とする。
	3	ダッシュ・グローブボックス等の不良及び内装の改造	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。
	4	標準装備品の欠品（装備品欄に記載がない場合）	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検（1回目の車検満了）以内の車両、または1回目の抹消までとする。ヘッドレスト、ハンドル、シート等。
	5	ジャッキ・工具・スペアタイヤの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	現品支給もしくは値引きとする。ジャッキ（パンタグラフ 3千円・油圧 5千円）、スペアタイヤ（普通車 5千円・軽 3千円）
	6	8ﾅﾝﾊﾞｰｷｯﾄの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	搬出前まで	欠品の申告がなかった場合、現品支給または5万円を上限に値引きとする。
外装	7	ガラス	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	飛石・傷はノークレームとする。
	8	鉄粉・P付着	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	9	塩害	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。 塩害とは、サビ・腐食が著しくひどく、現車確認の結果、主催商組が相当と判断したもの。
	10	レンズのヒビ・ドアミラー損傷	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	レンズの水滴はノークレームとする。
	11	タイヤ・ホイル規格外・スタッドレス	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	現品支給またはタイヤ・ホイルとも普通車1本5千円・軽自動車1本3千円の値引きとする。 R点・低価格のスタッドレスはノークレームとする。
	12	標準装備品の欠品（装備品欄に記載がない場合）	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検（1回目の車検満了）以内の車両、または1回目の抹消までとする。
電装	13	P/W・パワーシート不良・ドアミラー作動不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	14	マルチV・テレビ・ナビ不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	15	イモビ不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	メインキーが無い場合もクレームとし、キャンセルも可する。（ 複数のメインキーがある場合、1つでもあれば可とする。）
	16	ｵｰﾃﾞｨｵ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限り値引き1万円とする。オートアンテナはノークレームとする。
	17	ｻﾝﾙｰﾌ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	18	ｴｱｺﾝ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	19	ｾﾙﾓｰﾀｰ・ﾀﾞｲﾅﾓ不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	20	ﾒｰﾀｰ類不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	アナログ・デジタルとも部品代3万円以上のものとする。ただし、積算計不動は部品代が3万円未満であってもクレームとする。
機関	21	ｴﾝｼﾞﾝ上部（ﾀﾍﾟｯﾄ・ﾊﾞﾙﾌﾞ・ﾍｯﾄﾞ等不良）	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	22	ｴﾝｼﾞﾝ下部（ﾒﾀﾙ・ﾋﾟｽﾄﾝ異音・焼き付き・圧縮不足等）	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	23	噴射ﾎﾟﾝﾌﾟの不良または燃料漏れ	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	24	ﾀｰﾎﾞ・ｽｰﾊﾟｰﾁｬｰｼﾞｬｰ不良および改造	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	25	ﾗｼﾞｴｰﾀｰ・ｳｫｰﾀｰﾎﾟﾝﾌﾟ不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。

		クレーム事項	クレーム受付期間（現車落札・ネット落札ともに適用）					クレーム裁定
			評価点付	R点	低価格車	商談	１０年・ １０万km 超	
機構	26	ﾏﾌﾗｰ不良（腐食等）	当日含む５日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	27	ｸﾗｯﾁ滑り	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出可能な場合は全てノークレームとする。
	28	MTﾐｯｼｮﾝ不良 （ｷﾞｱ鳴き等）	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	オイル漏れはノークレームとする。
	29	ATﾐｯｼｮﾝ不良 （滑り・ｼｮｯｸ・ﾀｲﾑﾗｸﾞ）	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	オイル漏れはノークレームとする。滑りは必要により現車確認とする。
	30	ﾃﾞﾌ・ﾄﾗﾝｽﾌｧｰ・ ｶｯﾌﾟﾘﾝｸﾞ不良	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	オイル漏れはノークレームとする。
	31	ﾄﾞﾗｲﾌﾞｼｬﾌﾄ不良	当日含む５日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。１本につき1万円の値引または現品支給とする。
	32	ABS・ﾌﾞﾚｰｷ不良	当日含む５日	当日含む５日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。 パット・ローターはノークレームとする。
	33	ｴｱﾊﾞｯｸ不良	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	部品代2万円以上のものとする。装備品に〇印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。 故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を科すことがある。
	34	ｼｮｯｸ・ｻｽ不良 （ｴｱｻｽ・ｱｸﾃｨﾌﾞのみ）	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。へたりはノークレームとする。
	35	ﾊﾟﾜｽﾃ・ｷﾞｱﾎﾞｯｸｽ・ ﾎﾟﾝﾌﾟ・4WS不良	当日含む５日	当日含む５日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	36	キー違い （ｴﾝｼﾞﾝｷｰとﾄﾞｱｷｰが違う場合）	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	特殊キーについては項目４５にて裁定する。
その他	37	職権打刻（国産のみ）	書類発送後７日	書類発送後７日	書類発送後７日	書類発送後７日	書類発送後７日	
	38	登録遅れ	書類発送後７日	書類発送後７日	書類発送後７日	書類発送後７日	書類発送後７日	マイナー・モデルチェンジから6ヵ月以上を経過したもの。 キャンセル時：ノーペナキャンセル＋諸経費
	39	型式改・構造変更の表示なし	書類発送後７日	書類発送後７日	書類発送後７日	書類発送後７日	書類発送後７日	
	40	型式指定・類別番号なし	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
	41	記録簿の有無	書類発送後７日	書類発送後７日	書類発送後７日	書類発送後７日	書類発送後７日	値引時：２万円（低価格車は１万円）
	42	ワンオーナー	書類発送後７日	書類発送後７日	書類発送後７日	書類発送後７日	書類発送後７日	キャンセル時：ペナルティー2万円＋諸経費 値引時：２万円
	43	ﾒｰﾀｰ（積算計）の故障	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	
	44	冠水車（申告ありの場合）	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	書類から判明する相違事項、メーター関連問題の場合に限りクレームとする。車両の機能に関する内容はノークレームとする。
	45	ﾅﾋﾞCD・ﾘﾓｺﾝ・CDﾏｶﾞｼﾞﾝ・ｷｰﾚｽ等付属部品の欠品	書類発送後７日	書類発送後７日	書類発送後７日	書類発送後７日	書類発送後７日	装備品に〇印またはセールスポイントに記載された場合は、部品代が2万円未満であってもクレームとし、現品支給または値引とする。 カードキー、スマートキー等の特殊キーについては、その機能が正常で備品に欠品がないこと。
	46	社外品の申告漏れ	当日含む５日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。
	47	ｺｰｼｮﾝﾌﾟﾚｰﾄ欠品の申告漏れ	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	当日含む５日	値引き・キャンセルいずれかの対応とする。
	48	車検証備考欄の走行距離相違	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	記録簿で確認できる場合：ノーペナキャンセル＋諸経費 記録簿で確認できない場合：キャンセル時ペナルティー５万円＋諸経費
	49	前項各本文に該当する場合でも、主催商組が相当と認めた場合						クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる。

別表Ⅳ　ペナルティー裁定基準

	ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
①	落札店都合によるキャンセル	オークション当日（ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る。） ペナルティー5万円＋出品料＋成約料＋落札料とする。
②	出品店都合によるキャンセル （書類提出不可能な場合を含む。）	オークション当日（ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る。）の場合、ペナルティー10万円＋出品料＋成約料＋落札料とする。 オークション当日以降の場合、ペナルティー10万円＋出品料＋成約料＋落札料＋落札店のかかる費用（販売遺失利益は含まない）とする。
③	納税証明書が成約車両に添付されていない場合	落札店は車検満了日の前月から請求することができる。（必ず主催商組を介して申し出すること） 主催商組から出品店へ請求した日より10日以内に主催商組へ提出されない場合、ペナルティー1万円。以降1週間経過毎に1万円を加算。
④	出品店が、主催商組の定める書類提出期限を経過しても書類を提出しない場合	ペナルティー1万円 以降1日経過毎に2千円を加算
⑤	出品店が、オークション開催日を含め21日を経過しても主催商組に書類を提出しない場合	上記④の延滞ペナルティーを含めペナルティー10万円 ＋ 出品料＋成約料 ＋ 落札料 ＋ 落札店のかかる費用（販売遺失利益は含まない）。
⑥	落札店がオークション開催日の翌月末日までに名義変更しない場合、または翌々月の5日までに名変コピーを主催商組に提出しない場合 （出品申込書に記載された名変期限を経過した場合を含む）	ペナルティー1万円 以降1週間経過毎に1万円を加算
⑦	軽自動車において、税止め処理を怠り、翌年度以降も軽自動車税が旧所有者に発生した場合	ペナルティー1万円
⑧	落札店が、オークション当日から7日を経過しても落札代金を決済しない場合	ポス利用を一時停止する。 1日あたり、落札台数 ×2千円のペナルティー。 なお、主催商組は、落札代金決済の遅延が重なる者について、ポス登録の取消し（オークション参加資格の取消し）をすることができる。
⑨	委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じ等による差替えを依頼する場合。 または、書類有効期限が、主催商組到着日を含め1ヵ月以上あるが差替え依頼をする場合 ※受付が2月28日の場合 ⇒ 3月31日以上の有効期限があるもの	下記金額にて差替え依頼ができる。 （必ず主催商組を介して申出をすること） 印鑑証明書･･･3万円 委任状･･･2万円 譲渡証･･･2万円 その他証明書（謄本・抄本・住民票等）･･･2万円 記入申請書･･･2万円
⑩	出品店が、規定の名変期限より早期の名義変更を依頼し、落札店がそれを承諾した場合 （出品申込書の名変期限に記載のあるものは除く）	出品店より落札店へ1万円を支払う。
⑪	落札店が、書類一式（移転・抹消）を紛失した場合	下記金額にて再交付の依頼ができる。 （必ず主催商組を介して申出をすること） ＜普通車＞ 出品店名義の場合･･･5万円（実費含む） その他名義の場合･･･10万円（実費含む） ＜軽自動車＞ 出品店名義の場合･･･3万円（実費含む） その他名義の場合･･･5万円（実費含む）
⑫	出品車両の燃料が無く、会場内で車両移動ができない場合	ペナルティー2千円
⑬	落札車両の名義変更前に起こした違反（駐車違反、その他違反行為）により、出品店側に問い合わせ等の迷惑行為が発生した場合	ペナルティー3万円

JU東京オークション規約

第1章 総則

第1条（目的）

本規約は東京都中古自動車販売商工組合（以下 JU 東京と云う）が開催するオートオークションは、古物営業法規並びに監督官庁の指導に基づき開催し公正かつ円滑に、かつ合理的な価格体系の下、売手、買手間の商品中古車取引仲介を行うことにより中古車流通の促進を計り、自動車販売業界の発展を寄与することを目的とし、ここにオークションにかかわる規約並びにその細目諸規約を制定し表示する。

第2条（名称）

JU 東京が行うオークションを JU 東京オークション（以下 JU 東京 AA と云う）と称する。

第3条（所在）

JU 東京 AA 会場の所在地は埼玉県越谷市川柳町4丁目322に置く。

第4条（オークションの方法）

JU 東京 AA に於ける、出品、成約等の全ての取引はポス＆コンピュータシステム（セリ上げ方式）によって処理されるものとし参加者はこのシステムによる全ての結果を厳守しなければならない。
また、JU 東京の開催日、開催時間は、都合により変更することがある。
◆注意：オークションのセリ順は、公正な方法により、JU 東京が定め変更や異議申立て等は受け付けないものとする。

第2章 会員登録

第5条（参加資格）

JU 東京 AA に参加することのできる資格は古物許可証所得者で下記の資格を有し、オークション規約を厳守することとする

1. JU 東京組合員
2. 日本中古自動車販売協会連合会（以下「中商連」と云う）オークションメンバー
3. ディーラー各社
4. JU 東京より参加承認を得た者（特別会員）

◆外国人の方は、有効期限のある外国人登録証があること。又、日本語の読み書きが出来、日本語を話せることとする。

第6条（会員）

第5条に示す有資格者で、JU 東京登録参加契約を締結した者を JU 東京ポス登録会員とする。

第7条（登録期間）

会員登録期間及び更新は次に定める通りとする。

1. JU 東京のオークションメンバー登録希望者は JU 東京事務局(以下「事務局」と云う)を通じて中商連に申請し行商従業員証を兼ねたメンバーカードを中販連より発行をうけ、その有効期限は2年間とする。
2. JU 東京以外の中販連組合員並びに中販連会員は、所属商組を通じて前項同様に行い、行商従業員証を兼ねたメンバーカードを中販連より発行を受けるものとし、その有効期限は2年間とする。
3. JU 東京が参加承認したディーラー、特別会員は事務局にオークションメンバー登録申請を行いメンバーカードの発行を受けその有効期限は、２年と定め更新を行う。
4. １社の登録人員は 2 名迄とし参加に際しては行商従業員証を別途携帯するものとする。更新手数料は５千円とする。
5. 未更新の会員は入場できないものとする。

第8条（登録保証金）

1. JU 東京と登録契約を締結したものは、JU 東京に対してポス登録保証金を次の条件にて預託しなければならない。
2. ポス登録保証金及びポス登録料の額は、下記に定める。
   ①JU 東京組合員･････････････････････････ 無料
   ②中販連オークションメンバー（保証金）･･･････････････ ￥ 30，000
   ③特別参加者（ポス保証金）＋登録料（30，000円）･･･････ ￥100，000
3. ポス登録保証金は預託の期間の長短に関係なく無利息とする。
4. ポス登録保証金は、会員が JU 東京に対して負担する一切の債務を担保とするものとする。
   登録保証金の金額が債務の支払いによって不足するに至ったときは、JU 東京の指定した日までに当該不足分を補填しなければならない。

第9条（ポス登録会員証）

JU 東京は、ポス登録契約を締結した会員に対し、JU 東京 AA 会員証（以下 ID カードとする）と、ポス登録会員証（以下ポスカードとする）を交付する。会員は、JU 東京に参加する場合には ID カード・ポスカードを携帯しなければならない。

第10条（オークション開催日までの下見）

オークション開催日までの下見は、事務局にて受付し中販連発行のメンバーズカード及び JU 東京発行のメンバーズカード（ID カード）を付け許可証を携帯する事により下見に参加できるものとする。メンバーズカード（ID カード）がない場合は一切下見には参加できないものとする。
下見時間（２日間のみとする）

土曜日	PM12：00 ～ PM　5：00
日曜日	AM　9：00 ～ PM　5：00

第11条（登録の抹消及び登録保証金の返還）

JU 東京との登録契約を抹消する場合は、その旨事務局に申し出て ID カード・ポスカード・ポス保証金預かり証を返却し登録を抹消することができる。尚、保証金は登録料等の返還と引き替えに当該会員に返還する。

第12条（ポスカード）

1. JU東京 AA に参加当日、受付にて ID カードを提示の上ポスカードの登録を受けオークションに参加するものとする。
2. 臨時ポスカードは￥３，０００で貸与します。終了時または中途退場時に受付へ必ず返還するものとする。尚、請求は計算書にて行うものとする。
3. ポスカードの紛失、破損、盗難等ポスカード再発行は、手数料として実費￥３，０００を徴収する。
4. ポスカードの紛失による第三者の悪用があった場合に生ずる金額を含む一切の責任はすべてポス登録者の責任とする。

◆注意： 席を離れる場合は必ずポスカードを携帯するものとし、万が一カードを差し込んだまま、又テーブルの上に置いたまま席を離れ、その間誰かの悪戯により成約した場合でも全てその責任はポス登録者の責任とする。

第13条（IDカード）

1. IDカードの無い方の入場は出来ません。臨時IDカードは発行手数料として￥１，０００を徴収する。
2. 会場内に入場する場合は常に ID カードを所定の場所に付けて頂きます。
3. IDカードは原則として1社2名登録とします。
4. IDカードの紛失、破損、盗難等 ID カード再発行は、手数料として実費￥３，０００を徴収する。
5. IDカードの紛失による第 3 者の悪用があった場合に生ずる金額を含む一切の責任はすべてポス登録者の責任とする。

第14条（強制解約）

JU東京はいずれか該当する場合、事前に通知・勧告等することなくポス登録会員契約を強制解約出来るものとする。

1. 車輌代金等の期日内に支払を怠ったとき。
2. 差押・仮差押・滞納処分・競売の申立等を受けたとき。
3. 破産・和議・会社整理・会社更正手続き開始等の申立があったとき。
4. 営業の廃止・変更又は解散をしたときもしくは解散とみなされたとき。
5. 手形を不渡りする等支払いを停止したとき。
6. 手形の不渡り又は、支払いの停止をするおそれがある等、信用状態が悪化したと認められる事由があったとき。
7. JU東京への著しい背任行為や社会的信用を損なう行為と認められたとき。

第3条 車両

第15条（出品店の誠実義務）

出品車輌は車輌の点検チェックを綿密に行い、その仕様又は不具合箇所を誠実に申告しなければならない。

第16条（出品申し込み）

出品の申し込みは、JU 東京の出品申込書（中販連様式の出品申込書も可）を使用すること。
出品申込書には所要事項を　正確、確実に記載、申込し虚偽の記載及びご記入、記入漏れ等の無いように留意すること。（特に出品店名、スタート価格、希望価格は必ず記載のこと、記載なき場合セリでは流札扱いとなる場合があります。又、リサイクル券預託済みの車輌は預託金額を必ず記載すること。）
万が一虚偽の記載、誤記入、記入漏れ等によって発生する問題の責任は、全て出品店が負うものとする。

第17条（出品車輌の条件）

出品店は下記の事項を厳守して搬入するものとする。

1. 自走可能であり、バッテリー、デフ、ミッション、エンジンにトラブルのないこと。

（不具合の場合は、出品票にその旨を記載し指定のコーナーに出品すること。）
2. 車輌保安基準に適合し得るものであること。
3. 改造車の場合には、その改造について所轄官庁の改造許可済みであること。
（現状のまま車検所得出来る場合はこの限りではない）
4. 必要譲渡書類の有するもの。車検付き車輌の自賠責保険は本土用であること。
5. 車検付き自動車（軽自動車を除く）は封印、ナンバープレートが付いている車輌であること。
6. 燃料が貯油されていること。

第18条（出品車輌の搬入）

出品車輌の搬入は下記に定める。

1. 前日出品搬入・・・・・・・・・・・・・開催日前日のPM ５:00まで。
当日出品搬入・・・・・・・・・・・・・開催日当日のPM １:00まで。
各種イベントコーナー出品搬入・・・・・JU東京 AA が別途定める。
2. 出品店は正確に記入した出品申込書を搬入車のダッシュボードの上にのせ JU 東京の指定する位置に駐車すること。
3. 車輌搬入後の出品取消は原則として認めないこととする。特別な事情により出品を取り消す場合でも出品手数料は徴収する。

尚、それぞれの搬入時間は季節、時期等を考慮した上で変更することがあります。又、JU 東京で特別に出品ブロックを設定する場合はこの限りではありません。

第19条（車輌の搬出）

1. 車輌の搬出は JU 東京の許可手続き及び車輌搬出票を記入の上、提出する事により搬出することができます
2. 搬出車輌の搬出期限はオークション開催週の木曜日 PM ６:00までとします。
3. 搬出車輌の燃料は搬出者の負担とします。
4. 流札車輌、落札車輌にかかわらず、上記期限までに搬出しない場合は、次回、オークションに再出品するとみなし出品手続きを代行する。

第20条（車輌の保管義務）

1. JU 東京は出品された車輌、及び落札車輌をこの規約に定める範囲内で善良な管理者の注意をもって保管する。
2. 出品車輌、落札車輌を JU 東京が保管中自然災害によって損害を破ったとき、JU 東京は損害賠償の責任を有しないものとする。
3. TV・カーナビ・ナビロム・リモコン・キーレス等で取外し可能なものは書類と一緒に取扱うこと。会場内で盗難があった場合、JU 東京は一切責任を有しないものとする。

第4章 取引

第21条（参加条件）

オークションへの参加は、JU 東京のポス＆コンピュータシステムを理解習熟していることを前提とする。また「JU入札ネット」での参加は、「JU入札ネット運用基準」を遵守するものとする。

第22条（出品店）

1. 出品店は自己出品車の4～5台前に価格調整室へ出向くこととする。出向くことが出来ない場合は、コンダクターに3万円の調整権限を与えるものとする。
2. 出品店はセリ上げ状況を確認し、コンダクターに対し明確な意志表示をしなければならない。又、速やかに販売価格を提示し曖昧な表現等をしないものとする。（価格訂正は事務局にて行なうこととする。）
3. 出品店は自己出品車の出品申込書、又は出品車リスト等をいち早く確認し、誤りがあれば「出品車内容変更届」にて訂正すること。
尚、訂正がされない場合はクレーム処理基準により処理する場合がある。
※直接、調整室での訂正申し出は禁ずる
4. 出品店の変更は一切認めない。

第23条（落札店）

1. 落札店は事前に現車を十分に下見を行った上でセリに参加する義務がある。
2. セリの明朗、公正、迅速をモットーにポス＆コンピュータシステムによって最高値をつけた者を落札者とする。尚、落札は落札確認ボタンを押すことにより成立したものとし、JU東京のポス＆コンピュータシステムが発行する計算書を基本とする。
3. 前回分の車輌代金が未入金の場合、JU東京AAの裁定により、参加者の取引停止又は、取引の制限する場合がある。
4. 落札店の変更はオークション当日（当日とは、全セリ終了後1時間）までとする。尚、「落札社振替依頼書」をもって変更すること。

第24条（禁止事項）

JU東京において下記に定める行為を禁止する。

1. JU東京会場内での暴言、暴行等、市場秩序を乱す行為並びに品位を損なう行為。
2. 一般消費者及び、事務局が認めた者以外を同伴する行為。（下見も含む）
3. 車輌検査前並びに検査中の下見。
4. セリ前後の直接談合。
5. 事務局、調整室にみだらに立ち入ること。
6. 出品車輌を出品店自らセリに参加すること。又はそれに類似すること。
7. 名義貸しによる出品落札行為。（POSカードの貸与、POS端末機の代行操作含む）
8. 出品店の変更
9. その他JU東京が禁止する行為
   尚、禁止事項がJU東京の指導にかかわらず繰り返しその事実が認められた場合、JU東京の裁定によりペナルテ　ィ又は、取引停止処分を課す。

第25条（機械、設備等の事故、天災による中止）

不測の事故により、ポス＆コンピュータシステム及び設備等が破損し、オークションが運営できない場合又は地震、風水害等の天災により運営できない場合は、JU東京の裁定に従うこととする。尚、セリ不能によって参加者に取引上の損害があっても、JU東京は損害賠償の責任を有しないものとする。

第26条（取引の解約）

落札車輌の売買双方は、一定の時間内にペナルティ+制裁金＋手数料を支払うことによって、当該車輌の契約解約することができる。但し、クレ　—ム等により当該車輌がキャンセルとなった場合はこの限りではない。

第5章 手数料

第27条（手数料）

会員は車輌の出品、落札にあたってJU東京の定める手数料を支払わなければならないこととする。尚、その明細については別に定める細則によるものとする。

第6章 書類

第28条（登録書類）

出品店は成約車輌について、譲渡に必要な書類を下記の通り提出すること。尚、不備の場合は受付しません。

1. 譲渡に必要な書類は速やかに提出すること。尚、書類の送付は、必ず宅配便または簡易書留等で発送記録の残るものを利用し、「書類送付案内書」に記入し同封すること。
   開催日を含め10日間（翌週の水曜日）の17時を過ぎるとペナルティの対象となります。
2. 車検付の車輌については、全国で移転登録が出来得る書類とし、事務局受付日を含め1ヶ月以上の有効期限のあるものとする。
   ※有効期限が1ヶ月未満のものは、受け付けません。差替えをお願いします。但し、落札店が了解した場合は受け付けますが、早期名変手数料のペナルティ対象となります。了承が得られない場合はペナルティキャンセルとなります。
   ※有効期限が1ヶ月未満でも事務局到着後20日以上あるものは、出品時出品票の注意事項欄に明記してあれば受付します。原則として書類受付日から20日未満の書類は受付できません。落札店が期限を失効した場合はペナルティにて差替えとなります。
3. ダブル移転（会社合併を除く）、名義人死亡相続（共同相続）、法人解散等の書類の受付はしません。名義変更後、出品して下さい。
4. 抵当権設定車（解除不能）、差押さえ車（嘱託設定登録）、盗難車、法的に問題車と判断した場合は、如何なる理由があっても出品店は、落札店の損害金をすべて支払うものとする。期限は無期限。裁定はJU東京諮問委員会の裁定に従うこと。
5. 2ナンバー車輌は必ず抹消謄本にて提出のこと。（車検付き出品は認めていません。）
6. 事業用及びレンタカーは抹消謄本もしくは、車検付きの場合は自家用に変更し提出のこと。
7. オークション当日落札店より抹消依頼があった車輌（車検残が翌月末までのもののみ受付）は、抹消謄本にて事務局に提出すること。
8. 保証書、記録簿、取扱説明書、ナビロム、リモコン等は書類に添付の上提出のこと。添付無き場合はクレームの対象となります。
9. 車検証、抹消謄本のFAX依頼は入金確認後の対応となります。
10. 落札店は全ての書類受領に不備がないか点検確認し、不備の場合は10日以内にJU東京事務局に連絡するものとする。尚、後日発覚した譲渡書等の印影違いはこの限りではない。
11. 出品店がオークション開催日を含め22日を経過しても書類の提出の無い場合は落札店からのキャンセルを認める（開催日を含め4回目の月曜日17時までを期限とする）。其の際、出品店は落札店にペナルティ＋諸費用を支払うものとする。

第29条（名義変更）

1. 落札店はオークション開催日の翌月末まで、名義変更期限のあるものは期限内に名義変更を完了させること。（輸出抹消仮登録申請車輌の場合は、輸出抹消仮登録証明にて名義変更完了とします）
   名義変更完了通知報告は、オークション開催日の翌月末＋5日以内に名義変更コピーを提出すること。但し、書類有効期限のあるものは、有効期限内までに名義変更コピーを提出とし、これを過ぎるものはペナルティの対象となります。
2. 未名変、名義変更が著しく遅い場合は、取引停止等のペナルティを課すものとする。
3. 軽自動車の名義変更時必ず税止めを行うこと。忘れた場合はペナルティの対象となります。
4. 名義変更期限が1週間過ぎ完了通知無き場合は、JU東京にて現在登録証明にて確認または処理いたします。
   其の際発生した費用（台あたり2,100円）は落札店負担とします。
5. 落札店は名義変更完了するまでのトラブル（迷惑駐車、駐車違反、スピード違反等）は、責任をもって対応すること。出品店及び車検証名義人に迷惑が掛かった場合はペナルティにて対応する。

第30条（差替手数料）

1. 落札店が書類期限の失効または書き損じ等による差替については、必ず JU 東京に依頼し規定の費用を支払い差替を行うものとする。（車検証名義人に直接差替が判明した場合は、ペナルティ又は取引停止処分等を課すものとする。）
2. 書類再交付の場合を含め出品店の掛かった実費は、差替費用に含まれるものとする。

第7章 代金決済

第31条(車輌代金の決済)

1. 落札店は落札車輌の車輌代金、落札手数料、自動車税等を一括してオークション当日から5日以内に振込み送金又は、現金にて決済しなければならない。（小切手の場合は資金化確認後、入金扱いとする。）
2. JU 東京は、会員に対し各開催で発生した請求、支払及び累計残高を記載した計算書をFAXにて送付する事により清算するものとする。
3. 前回までの車輌代金が未決済の場合は参加を停止、制限する場合がある。又、関連協申し合わせによりオークション当日から7日以内に決済しない場合は1日1台につき2，000円の決済遅延ペナルティを課すものとする。

第32条（出品店に対する成約車輌代金等の支払い）

1. 出品店に対する成約車輌の支払いは、当該車輌の完備書類一式到着後、手数料を相殺し支払うものとする。下記の条件で、指定する金融機関に振込にて支払います。但し支払日が休日の場合は翌日とする。
   （事務局が休業日に対しては別途支払日を設定する場合があります。）
   ＊月曜日到着、火曜日支払いの書類は開催当日の書類のみとし、先週以前開催分の書類完了の支払いは、水曜日となります

完備書類一式到着日時		支払日
月曜日	16時まで	火曜日
火曜日	13時まで	水曜日
水曜日	13時まで	木曜日
木曜日	13時まで	金曜日
土曜日	13時まで	月曜日

1. 出品店がJU東京に対して、落札車輌代金の支払債務又は、その他の債務を負担している場合は、成約車輌代金の支払いの際に前記債務と相殺して決済するものとする
2. JU東京より支払済み車輌にてクレームにより、値引き・キャンセル等が発生した場合は、オークション計算書記載日から5日以内に該当金額をJU東京に返済するものとする。返済遅延の場合はペナルティ又は、取引停止処分等を課すものとする。

第33条（所有権の留保）

1. 出品店はJU東京が車輌代金を支払った場合、車輌の所有権が出品店からJU東京に移転するものとする。落札店はJU東京に車輌代金を支払った場合、車輌の所有権がJU東京から落札店に移転するものとする。
2. 落札代金の支払遅延等で、車輌の所有権がJU東京に留保されている車輌については、JU東京は落札店の承諾なしに当該車輌を引き上げることが出来るものとする。

第34条（自動車税）

1. 自動車税預り金（東京都を基準とする）は、開催月当月を起算とする当年度残月分相当額とします。
   2月は1ヶ月相当額とし、3月は12ヶ月相当額とする。また、年度内に名義変更されていない場合は次年度分を落札店に請求し出品店に支払う事とする。
2. 軽自動車は名義変更保証金として落札店より10，000円預かります
3. 名義変更処理は第1次名義変更通知で処理します。但し、下記条件を満たす場合は第二次名義変更通知で処理します。＊第一次名義変更が落札店名義又は、JU東京古物商申請名義の同県移転登録の場合で第二次名義変更が他県移転登録となる場合は、第一次名義変更完了通知報告時にJU 東京に申告することとする。第二次名義変更処理の期間は、オークション開催日より90日とし第二次名義変更完了日から一週間以内に完了通知報告をすることとする。
   第二次名義変更申告がある場合、自動車税の返金は通常より遅くなります。
4. 出品車輌の自動車税は当該年度まで完納されているものとする。

5. 自動車税は名義変更保証金として落札店より預かり、名義変更完了通知報告に基づき返金します。

[返金内訳]
普通車

ナンバー変更内容	オークション同月内	オークション翌月以降
同県移転登録	全額出品店に支払い	全額出品店に支払い
同県抹消登録	全額落札店に返金	繰越し月分を出品店に支払い、残額を落札店に返金
他県移転登録	全額落札店に返金	
他県抹消登録	全額落札店に返金	

軽自動車
名義変更終了後、全額落札店へ返金します。
※但し、3月までのオークションで落札された車輌が4月以降名義変更された場合は、次年度分の自動車税は落札店負担となります。

[書類] 納税証明書
オークション開催日翌月末までに車検の切れる車両
※書類提出時添付されていない場合には書類不備扱いとなります。
オークション開催日翌月末以降に車検が切れる場合は、改めて車検残が1ヶ月前となった時点から、落札店から請求ができます。
（その際、車検証コピーと事務局へ連絡を必ずお願い致します。）
出品店は請求日を含め、7日以内に事務局へ提出すること。7日以内に届かなければ1万円のペナルティ、以降7日ごとに1万円のペナルティが加算される。
・車検残が1ヶ月未満の場合は、発覚した時点で1万円のペナルティとなります。出品店は速やかに自動車税を完納し、継続検査用納税証明書を事務局へ提出すること。
以降7日ごとに1万円のペ ナルティが加算される。
・車検残が1ヶ月以上ある場合は、発覚時を含め7日以内に支払った継続検査用納税証明書を事務局へ提出。7日以内に届かなければ1万円のペナルティ、以降7日ごとに
1万円のペナルティが 加算される。

※但し、軽自動車についてはこの限りではない。
※4月・5月に車検が切れる場合は、前年度の納税証明書でも可。
《注》自動車税の納付期限内はペナルティ対象外となります。また JU 東京にてペナルティを調整させていただく場合があります。

第8章検査

出品車輌の品質評価基準は検査基準の目安の他、下記の通りとし、その出品は JU 東京の採点評価に従うものとする。
[修復歴車]
車体の骨格にあたる部位を交換もしくは修復したもの。又は修復を必要とするもの。
その他、JU 東京が修復歴車と判断したもの。[接合車]出品不可
ドッキング車、又、その疑いのあるもの。
スポット溶接部品を中古部品にてセットで交換され、車体番号打刻部パネルを中古部品交換されている車輌。複数パネルで構成されている部品の取り扱いは JU 東京の検査に帰属する。
[冠水車]
室内（フロアより上部）及び機関系に冠水の痕跡が確認出来る車輌。泥や水の浸入、錆、腐食を目安とする。
[雹害車]
外板パネル（主にルーフパネル）に雹害のダメージが確認できる車輌。パネル全体に小ヘコミ（ヘコミ）
が多数点在しているもの。
[消火器散布車]
室内に消火剤粉末散布跡、それに伴う錆、腐食が確認できる車輌。

第36条（車輌検査）

1. JU 東京 AA に出品する出品車輌は、JU 東京の認めた検査員による車輌検査を経て出品するものとする。
（そのまんまコーナー除く）
2. 検査員は車輌検査の結果、評価基準に基づき評価点を付加します。又、検査員の付加した評価点はJU東京及び検査員以外は訂正・抹消出来ないものとする。
3. 出品店は JU 東京車輌検査による見落としがあっても、出品店としてその責任を負うものとする

第37条（評価判断基準）

検査基準の目安

点数	評価判断基準
S	未登録車又は登録12ヶ月以内で、走行10，000km までの基準状態を満たしている車輌。
6	登録36ヶ月以内で、走行30，000km までの基準を満たしている車輌。傷凹等があっても加修対象とならないもの。
5	走行50，000km まで。内外装に傷凹等が多少あるが、軽微な加修で済むもの。補修跡があっても状態がよく範囲の小さいもの。
4．5	走行100，000kmまで。内外装に補修跡があっても範囲が大きくなく、傷凹があっても多少の加修ですむもの。
4	走行150，000km まで。内外装補修跡があっても状態が良好なもの。傷凹・錆等の加修が、必要なもの。
3．5	内外装の補修跡が、多少雑な状態のもの。傷凹・錆等加修の必要な箇所が、若干あるもの。
3	内外装の補修跡の雑なもの。傷凹・錆等の加修仕上げを要するもの。
2	内外装の補修跡が雑なもの、又は再仕上げを要するもの。加修仕上げを要する部分が、全体にあるもの。
1	災害車（冠水車及び消火器散布車）
R	修復歴車
×	評価無し・未修復車

上記以外の点数制限
5点を上限とするもの
職権打刻車（国産のみ適用）
4点を上限とするもの
色替え車（元色と異なる全塗装の場合）
3．5点を上限とするもの
走行不明車（＃）及びメーター改ざん車（＊）
修復歴の定義に関わらない、溶接止め部品を交換したもの（クオーターパネル・ステップ・バックパネル等）
修復歴としない骨格破損車
ラジエターコアサポート単体交換車

修復歴　の区分	
R	・左右フレーム、インナー交換 ・ルーフ交換 ・その他修正度合いが適正でないもの機関、足廻り等に支障があると思われるもの
	・F、Rフレーム交換、修正 ・F、Rインナー交換、修正 ・カウルパネル修正、曲り ・各ピラー修正、曲り ・トランクフロア修正、曲り ・骨格等にキレ、剥れ等の不具合があるもの
R小	・F、Rクロスメンバー交換、修正、曲り ・Fインナー（ストラット先）修正、小曲り ・Fパネル、バックパネル交換、修正に伴うフロアパネル修正、曲り ・その他軽度の修復歴 （重複する場合　R　評価へ移行）

外装補助評価	
a	新車状態同様のもの
b	傷凹等が多少あっても加修の必要がないもの
c	傷凹等が多少あるが軽微な加修で済む
d	傷凹錆等があり仕上げを要するもの
e	傷凹錆等が多数あるもの
×	冠水車及び消火器散布車

内装補助評価点	
a	新車状態同様のもの
b	若干の汚れ程度（ルームクリーニングで回復する程度）のもの
c	コゲ等で跡が残っているものが1～2程度あるもの
d	部品を交換して元に戻る程度の状態のもの、あるいは破れ、汚れの程度が悪いもの
e	再生不能状態のもの
×	冠水車及び消火器散布車

第38条（検査表表示方法）

検査表示の目安

	表記記号		適用レベル
ボディ バンパー	線キズ	A1	カードサイズ程度のキズ
		A2	20cm程度のキズ
		A3	30cm程度のキズ
		A4	上記（A3）を超えるキズ
	エクボ	E	500円玉未満の小さな凹み
	凹み	U1	カードサイズ程度の凹み
		U2	20cm×20cm程度の凹み
		U3	30cm×30cm程度の凹み
		U4	上記（U3）を超えるキズ
	補修跡	W1	仕上がりが良好なもの
		W2	加修波が若干目立つもの
		W3	加修波が大きく目立つもの、または再仕上げを要するもの
	サビ（外板）	S1	小さなサビ
		S2	目立つサビ
		S3	大きなサビ
	腐食（外板）	C1	小さな腐食・ウキ
		C2	目立つ腐食
		C3	大きな腐食
		C穴	腐食穴があるもの
	塗装	P	塗装に関する用語
	要交換	×	交換を要する損傷
	交換済	××	交換済みのもの

ガラス	キズ	目立つキズ
	飛石	ボールペン先ぐらいのもの
	ヒビ割	500円玉程度のもの
	リペア跡	
	×要	交換を要する損傷

第9章 運営

第39条（運営）

本規約に特に定めない事項は、JU東京AAの裁定によるものとする。

第40条（紛争の処理）

JU東京は双方の申し立てに基づき、当該紛争の仲裁をするものとする。この場合、JU東京裁定に当該者双方は無条件で従うものとする。

第41条（規約の改訂）

1. この規定はより中立、より公正なる市場を運営する為に細則及び運営規定を設定するものとする
2. JU東京が改定を必要と認める場合は任意で改訂できるものとする。
3. 改訂についてはその都度公示の上、実施する。

オークション統一基準

(一部ＪＵ東京基準を含む)

2011年4月１日第三次改訂

ＪＵ中販連関東甲信越連絡協議会&JU東京

ＪＵ関東甲信越クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティ裁定基準　No.1

	クレーム事項	クレーム受付期間				クレーム裁定内容 A＝出品料+成約料+落札料　　B＝陸送費
		評価点付（現車・ﾈｯﾄ）	R点/低価格（現車・ﾈｯﾄ）	商談		
				現車	ネット	
内装	(1) 内装焦げ・切れ・しみ	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム		但し、ＪＵ東京が相当と判断した場合に限る。
	(2) 異臭・雨漏れ	当日含む５日間	搬出前まで	ノークレーム		但し、ＪＵ東京が相当と判断した場合に限る。必要により現車確認とする。
	(3) ﾀﾞｯｼｭ・ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ等の不良及び内装の改造	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム		但し、ＪＵ東京が相当と判断した場合に限る。
	(4) 標準装備品の欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム		部品代２万円以上のものとする。現品支給、値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(5) ｼﾞｬｯｷ・工具・ｽﾍﾟｱ・８ﾅﾝﾊﾞｰｷｯﾄの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム		現品支給もしくは値引きとする。ジャッキ（パンタグラフ ３千円・油圧 ５千円）スペア（普通車 ５千円・軽 ３千円）８ナンバーキットは5
外装	(1) 硝子	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム		搬出前までとし、搬出後はノークレームとする。飛石・傷はノークレームとする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(2) 車体色違い	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム		搬出前までとし、搬出後はノークレームとする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(3) 色替え	当日含む５日間	当日含む５日間	当日含む５日間		必要により再検査とする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(4) 鉄粉・Ｐ付着	当日含む５日間	当日含む５日間	ノークレーム		必要により再検査とする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(5) 塩害	当日含む５日間	当日含む５日間	当日含む５日間		必要により再検査とする。塩害とは、サビ・腐食が著しくひどく、現車確認の結果ＪＵ東京が相当と判断したもの。値引き、ノーペナキャン
	(6) レンズのヒビ・ﾄﾞｱﾐﾗｰ損傷	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム		レンズの水滴はノークレームとする。値引き、現品支給
	(7) ﾀｲﾔ・ﾎｲﾙ規格外・ｽﾀｯﾄﾞﾚｽ	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム		現品支給、もしくはタイヤ・ホイルともそれぞれ普通車１本５千円・軽自動車１本３千円とする。R点・低価格（ネット・現車とも）・商談
	(8) 標準装備品の欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム		部品代２万円以上のものとする。現品支給、値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(9) 外板のキズ	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム		ただし、ＪＵ東京が相当と判断した場合に限る。
電装	(1) P/W・ﾊﾟﾜｰｼｰﾄ不良・ﾄﾞｱﾐﾗｰ作動不良	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム		新車登録７年以内に限りクレームとする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(2) ﾏﾙﾁV・ﾃﾚﾋﾞ・ﾅﾋﾞ不良	当日含む５日間	当日含む５日間	当日含む５日間		新車登録7年以内に限りクレームとする。ただし、落札金額が５０万円以上の車両は１０年以内とする。値引き、ノーペナキャンセルの場合
	(3) イモビ不良	当日含む５日間	当日含む５日間	当日含む５日間		メインキーがなければクレーム（ キャンセルも可）とする。（ 複数のメインキーがある場合、１つでもあれば可とする。）値引き、ノーペ
	(4) ｵｰﾃﾞｨｵ不良	当日含む５日間	ノークレーム	ノークレーム		ネット（評価点付）・現車（評価点付）の場合で、新車登録７年以内に限り値引き１万円とする。オートアンテナはノークレームとする。値
	(5) ｻﾝﾙｰﾌ不良	当日含む５日間	ノークレーム	ノークレーム		新車登録７年以内に限りクレームとする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(6) ｴｱｺﾝ不良	当日含む５日間	当日含む５日間	ノークレーム		新車登録７年以内に限りクレームとする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(7) ｾﾙﾓｰﾀｰ不良・ﾀﾞｲﾅﾓ不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム		新車登録７年以内に限りクレームとする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(8) ﾒｰﾀｰ類不良	当日含む５日間	当日含む５日間	ノークレーム		アナログ・デジタルとも部品代３万円以上のものとする。但し、積算計不動はクレームとする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
事故	(1) 修復歴車・ルーフ××	当日含む５日間				必要により再検査とする。R点の場合のルーフ××はノークレームとする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(2) 再検査による評価点「１．５点」以上の差	当日含む５日間				全ての溶接パネル××は評価点「３点」以上のものに限りクレームとする。ただし、低価格車は除く。値引き、ノーペナキャンセルの場合A
	(3) 粗悪車	当日含む５日間				通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ピラー等の重要部位の損傷個所の修復現状に問題があり、流通委員会による現
機関	(1) ﾀﾍﾟｯﾄ・ﾊﾞﾙﾌﾞ・ﾊﾞﾙﾌﾞｼｰﾙ不良	当日含む５日間		ノークレーム		必要により現車確認とする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(2) ﾒﾀﾙ・ﾋﾟｽﾄﾝ異音・焼き付き・圧縮不足	当日含む５日間				必要により現車確認とする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(3) ｵｰﾊﾞｰﾋｰﾄによるﾍｯﾄﾞ不良	当日含む５日間				必要により現車確認とする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(4) 噴射ﾎﾟﾝﾌﾟの不良または燃料もれ	当日含む５日間		ノークレーム		必要により現車確認とする。多少の漏れはノークレームとする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(5) ﾀｰﾎﾞ・ｽｰﾊﾟｰﾁｬｰｼﾞｬｰ不良及び改造	当日含む５日間				新車登録７年以内に限りクレームとする。但し低価格は除く。必要により現車確認とする。軽微な音はノークレームとする。値引き、ノーペ
	(6) ﾗｼﾞｴｰﾀｰ・ｳｵｰﾀｰﾎﾟﾝﾌﾟ不良	当日含む５日間	ノークレーム			新車登録７年以内に限りクレームとする。必要により現車確認とする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(7) ｴﾝｼﾞﾝ不良による白煙	当日含む５日間				必要により現車確認とする。（R点・低価格・商談）の場合は修理代１０万円以上に限る。オイル漏れはノークレームとする。値引き、ノー
	(8) ｴﾝｼﾞﾝ乗せ替え（規格外）	事務局より書類発送後10日間				キャンセルの場合はペナルティ２万円とする。値引き
機構	(1) ﾏﾌﾗｰ不良（腐食等）	当日含む５日間	ノークレーム			新車登録から３年以内のみ。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(2) ｸﾗｯﾁ滑り	搬出前まで				搬出前までとし、搬出後はノークレームとする。搬出可能な場合は全てノークレームとする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(3) MTﾐｯｼｮﾝ不良（ｷﾞｱ鳴き等）	当日含む５日間				オイル漏れはノークレームとする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(4) ATﾐｯｼｮﾝ不良（滑り・ｼｮｯｸ・ﾀｲﾑﾗｸﾞ）	当日含む５日間				オイル漏れはノークレームとする。滑りは現車確認とする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(5) ﾃﾞﾌ不良	当日含む５日間				オイル漏れはノークレームとする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
	(6) ﾄﾞﾗｲﾌﾞｼｬﾌﾄ不良	当日含む５日間	ノークレーム			新車登録７年以内に限りクレームとする。１本につき右記値引とする。（軽１万円・それ以外２万円）
	(7) ＡＢＳ、ﾌﾞﾚｰｷ不良	当日含む５日間	ノークレーム			新車登録７年以内に限りクレームとする。パット・ローターはノークレームとする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B

ＪＵ関東甲信越クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティ裁定基準　No.2

	クレーム事項	クレーム受付期間				クレーム裁定内容 Ａ＝出品料+成約料+落札料　　Ｂ＝陸送費
		評価点付（現車・ﾈｯﾄ）	R点/低価格（現車・ﾈｯﾄ）	商談 現車	商談 ネット	
機構	(8) ｴｱﾊﾞｯｸ不良	当日含む５日間				部品代２万円以上のものとする。装備品に〇印の有無に係わらず、装着車で不良の場合はクレームとする。値引き、ノーペナキャンセルの場
機構	(9) ｼｮｯｸ・ｻｽ不良（ｴｱｻｽ・ｱｸﾃｨﾌﾞのみ）	当日含む５日間		ノークレーム		新車登録７年以内に限りクレームとする。へたりはノークレームとする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
機構	(10) P/Sｷﾞｱﾎﾞｯｸｽ・ﾎﾟﾝﾌﾟ不良、4WS不良	当日含む５日間	ノークレーム	ノークレーム		新車登録７年以内に限りクレームとする。値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
機構	(11) ｷｰ違い	ノークレーム				
機構	(12) ﾐｯｼｮﾝ乗せ替え（規格外）FA～F5、AT～MT	事務局より書類発送後10日間				ｷｬﾝｾﾙの場合はﾍﾟﾅﾙﾃｨ2万円とする。値引き
表示違い	(1) 燃料（2WD/4WD、ｶﾞｿﾘﾝ/ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ）	当日含む５日間		ノークレーム	当日含む５日間	値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
表示違い	(2) ｼﾌﾄ（ﾌﾛｱ/ｺﾗﾑ、ｵｰﾄﾏ/ｷﾞｱ、５速/４速）	当日含む５日間		ノークレーム	当日含む５日間	値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
表示違い	(3) ｴｱｺﾝ・装備品の有無	当日含む５日間		ノークレーム	当日含む５日間	値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
表示違い	(4) ｾｰﾙｽﾎﾟｲﾝﾄの不良・有無	当日含む５日間				ｾｰﾙｽﾎﾟｲﾝﾄに記載のある装備品は正常作動することを前提とし、不良の場合はその旨を記載する必要があります。セールスポイントに記載のあ 不良の場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとする。
表示違い	(5) 形状･ﾄﾞｱ数	当日含む５日間		ノークレーム	当日含む５日間	値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
表示違い	(6) 車名・型式・排気量・並行車・職権打刻（国産のみ）	事務局より書類発送後10日間				値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
表示違い	(7) 年式（ﾓﾃﾞﾙ年式含む）	事務局より書類発送後10日間				ｷｬﾝｾﾙの場合はﾍﾟﾅﾙﾃｨ2万円（低価格車は1万円）とする。値引き
表示違い	(8) 登録遅れ	事務局より書類発送後10日間				ノーペナキャンセルのみとする。マイナー・モデルチェンジから６ヶ月以上を経過したものとする。但し、国産車は３ヶ月とする。ノーペナ
表示違い	(9) ｸﾞﾚｰﾄﾞ（ﾊﾟｯｹｰｼﾞｵﾌﾟｼｮﾝ含む）	事務局より書類発送後10日間				ｷｬﾝｾﾙの場合はﾍﾟﾅﾙﾃｨ2万円（低価格車は1万円）とする。現車がリスト表示グレードより上の場合はノーペナキャンセルのみとする。ノーペ
表示違い	(10) 検査期限	事務局より書類発送後10日間				年式、グレード、車検月違いにて規定
表示違い	(11) 乗車定員・積載量	事務局より書類発送後10日間				値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
表示違い	(12) 車歴（ﾚﾝﾀ・営業・身障者仕様・その他改造）	事務局より書類発送後10日間				値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
表示違い	(13) 型式改の表示なし	事務局より書類発送後10日間				値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
表示違い	(14) 型式指定・類別番号なし	ノークレーム				ノークレーム対応
表示違い	(15) 保証書・記録簿の有無	事務局より書類発送後10日間				別紙対応とする。
その他	(16) ワンオーナー	事務局より書類発送後10日間				２万円以上の値引き。ｷｬﾝｾﾙの場合はﾍﾟﾅﾙﾃｨ２万円＋実費とする。実費とは落札店までの陸送費・加修費を意味し、他ＡＡ転売に伴う費用は含
その他	(17) メーターの不一致	オークションより６ヶ月間				出品店が関与している場合はこの限りではない。
その他	(18) メーター（積算計）の故障	オークション当日含む５日間				値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
その他	(19) 冠水車（申告ありの場合）	ノークレーム				車検証との相違の場合に限りクレームを受け付ける。車輌に関する内容はノークレームとする。
その他	（申告なしの場合）	オークションより６ヶ月間				ペナルティ５万円＋Ａ＋Ｂ＋実費(逸失利益を含まない)
その他	(20) 接合車	オークションより６ヶ月間				ペナルティ１０万円＋Ａ＋Ｂ＋実費(逸失利益を含まない)
その他	(21) 盗難車	申し立て期間の制限なし				ペナルティ１０万円＋Ａ＋Ｂ＋実費(逸失利益を含まない)
その他	(22) 消火器の散布跡車	オークションより３ヶ月間				現車確認の上クレームとする。キャンセルの場合、ペナルティ５万円＋Ａ＋Ｂ＋実費(逸失利益を含まない)
その他	(23) 社外品	当日含む５日間	ノークレーム			現品支給・値引き・キャンセルいずれかの対応とする。但しJU東京が相当と判断した場合に限る。
その他	(24) ｺｰｼｮﾝﾌﾟﾚｰﾄ欠品	オークション当日含む５日間				値引き、ノーペナキャンセルの場合A+B
その他	(25) 前項各本文に該当する場合でも、当会場が相当と認めた場合					クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる。

※　「ネット」とは、「ＪＵリアル・JU入札・在宅」による応札車輌を意味し、クレーム受付期間はオークション日を
含む５日間とし、車輌が未着の場合は申し出があり、会場が認めた場合のみクレーム受付期間の延長を認めます。

※　「低価格車」とは、落札金額が２０万円以下（ 普通車・軽ともに ）を対象とします。

※　クレームの対象となる部品代について　　１０万km未満の場合は、２万円以上　１０万ｋｍ以上の場合は、５万円以上
輸入車の場合は、５万円以上

※　初度登録より１０年または１０万km経過車両はノークレームとします。
（ ｴﾝｼﾞﾝ・ﾐｯｼｮﾝの重大箇所、並びに重要装備品の欠品・記載ﾐｽ・事故項目等の重大項目に関する場合のみクレームとします。）

※　硝子の各状況の定義
キ　ズ　　目立つキズ
飛　石　　ボールペン先ぐらいのもの
ヒビ割　　500円玉程度のもの
ﾘﾍﾟｱ跡
×　要　　交換を要する損傷

※　基準にないものはＪＵ東京の裁定により対応します。

その他クレームの裁定にあたって

本裁定は、オークション取引に伴うクレーム等の解決にあたり売買当事者双方が、理解並びに協力頂くことを目的とします。
当事者は、出品に際し出品車輌をあらかじめ点検し、瑕疵個所・欠品等については自己申告が前提となっております。従って受付期間内に発生したクレームについては、クレーム裁定基準に基づき出品店責任とします。

（１）AAにて落札後、他のAAに転売した場合は一切ノークレームとします。但し、走行距離・冠水・接合・盗難はこの限りではありません。
（２）クレーム事項（部品代）が、１０万キロ未満の場合は２万円以下・１０万キロ超の場合５万円以下（免責）はノークレームとします。
（欠品は２万円以上とする。）工賃はクレーム対象としません。
（３）クレームの申し立て及び受付は、クレーム受付期間内に一度の受付とし、同一車輌に対して２度・３度のクレームは受付しません。
但し、AA当日・搬出前のクレーム及び走行距離・グレード・年式のクレーム、その他会場が認めた場合はこの限りではありません。
（４）出品車輌の乗車定員は出品リストに明記する必要があり、特にライトバンに於いての１列シート、ワゴン車の２列シートの乗車定員未記入の場合は、会場の判断によりクレームとなる場合があります。
（５）輸入車の場合、ディーラー車・並行車（新車・中古車）、モデル年式・登録年式を必ず申告する義務があり、未記入の場合はクレームとなる場合があります。尚、その場合並行車に関してはモデル年式をクレーム対象年式とします。
（６）社外品に関しては、出品店注意事項欄に申請の義務があり、未記入の場合はクレームとします。また社外品が多数ある場合は重要部品を必ず明記することを必要とします。
（７）クレーム事由がメーカー保証にて対応できる場合は、ノークレームとします。その際にかかる費用は落札者で負担し保証継続を行い、メーカークレームにて修理することとします。但し、メーカー保証が対応できない場合は、クレームとします。
（８）クレーム申し立ての為にかかる費用（ディーラー見積り費用）については、落札店負担とします。
（９）部品支給にて対応する場合は、会場を経由することとしますが、出品店・落札店の合意があれば出品店から直接落札店へ送付できることとします。この場合の送料は出品店負担とします。出品店が会場に部品を持ってきた場合は、落札店への送付費用実費を請求させていただきます。
（10）ナビディスク、リモコン等の付属部品は、書類と一緒に事務局へ提出するものとし、ＪＵ東京より書類発送後５日間までクレームを受け付けます。但し、リモコン無しでも操作できるエアコン等はクレームとしません。
リモコン等を出品車に入れたままで盗難にあっても会場に責任は無く、出品店の責任としてクレームを受け付けます。
（11）セールスポイントに記載ある装備品は、正常作動することを前提とし、不良の場合はその旨を記載する必要があります。セールスポイントに記載のある装備が不良の場合は、年式・評価点・落札価格問わずクレームとします。また、ｾｰﾙｽﾎﾟｲﾝﾄ欄外に記載の場合で、瑕疵内容以外の記載と判断できるものは、ｾｰﾙｽﾎﾟｲﾝﾄと同等の扱いとする場合があります。
（12）クレームでキャンセルとなった場合、成約料・落札料・落札店のかかる諸費用は出品店負担となります。
（13）エアバック装着車輌（標準・オプション問わず）で、使用済・不良・欠品等の場合「エアバック修理要」または「エアバック欠品」という表示が必要であり、表示のない場合はクレームとします。
（14）Ｒ点評価車輌の場合は、出品申込書に記載のある修復歴内容以外に事故部位があった場合でもノークレームとします。
（15）出品店は、瑕疵個所・欠品等（粗悪車）の申告については表示の義務があり、紛らわしい表示の場合は会場の判断によりクレームとします。
（16）出品申込書に、「エンジン・ミッション異音」の記載がある場合、エンジン・ミッションについての不具合は一切ノークレームとします。
（エンジンオーバーホールを含む。）
（ 理 由 ）「異音」は「異常な音」という解釈に基づき、「修理要す」という表示がなくても何らかの修理が必要と判断すべきであるため。
（17）落札店がクレームの申し立てをする場合は、必ず会場事務局に連絡するものとし、事務局の許可なく出品店もしくは前名義人等に直接連絡することを禁止します。
（18）評価点付車輌がクレーム申し立てをし、再検査の結果「Ｒ点及び評価点違い」となり、キャンセルとなった場合の落札店のかかる費用は出品店と会場にて折半とします。
（19）落札店が、会場に対してクレーム申し立てをした日より、その後７日間経過時点で再度連絡がない場合は、ノークレーム扱いとします。
（20）出品車輌の内外装評価(A・B・C・D・E)並びに事故評価(大・中・小)については、あくまでも参考であり万一違いが生じたとしてもノークレーム扱いとします。
（21）出品店が会場に出品した現車がネットで落札された場合、落札店の申し出によりクレームが発生した場合、クレームの対応はネット扱いとします。
（22）出品リストと出品申込書の記載内容に相違がある場合は、出品申込書の記載内容を優先します。
（23）商談で落札し、クレームにてキャンセルとなった車輌の陸送代は出品店、落札店で折半とすることとします。
（24）クレームの受付期間と時間は、当日を含む5日間とし最終日の午後5時までとします。
（25）クレーム裁定基準の当日とは、ＡＡ当日全セリ（四輪）終了後１時間までとします。
（26）ＪＵ東京が遠隔地として指定している地域において落札車輌が届かない場合、ＡＡ当日を含む３日以内の最終日午後５時までにクレーム延長をしなければならないこととする。
（27）日本より出国（通関手続き）をした車輌のクレーム、また海外バイヤーからのペナルティが発生したキャンセルは一切受け付けません。

年式・グレード・車検月違い

年　　式 ：キャンセルの場合 ： ペナルティ2万円＋実費とする（低価格車の場合は、１万円＋実費とする。）
グレード ：キャンセルの場合 ： ペナルティ２万円＋実費とする（低価格車の場合は、１万円＋実費とする。）
車検月
(車検月相違6ヶ月以内) ： 値引きの場合 ： １ヶ月（普通車５千円・軽自動車３千円）×残月数とする（ 上限は6ケ月とする。）
キャンセルの場合 ： ノーペナキャンセルとする
(車検月相違6ヶ月超) ： 値引きの場合 ： １ヶ月（普通車５千円・軽自動車３千円）×残月数とする（ 上限は6ケ月とする。）
キャンセルの場合 ： ペナルティ２万円＋実費とする（低価格車の場合は、１万円＋実費とする。）
車検付出品が抹消の場合
値引きの場合 ： 個別対応とする
キャンセルの場合 ： ペナルティ２万円＋実費とする（低価格車の場合は、１万円＋実費とする。）

保証書・記録簿について

保証書・記録簿の未着の受付については、事務局より書類発送後１０日間とします。
未着を受付してから発送及び再交付の期限は２週間とし、その時点でも対応できない場合は、値引き処理とします。
保証書・記録簿は、書類と共に事務局に提出するものとします。
出品車の中に入れたままで無くなった場合は、出品店責任となりクレームになります。
保証書とは、新車登録の販売店名の記載があるものとします。
㊟保証期間が過ぎたものについては、出品車両の保証書であると確認できる場合に限り、販売店欄がなくとも保証書とみなします。
記録簿とは、最終使用者名簿にて直近の法定点検（車検）を行っているものとし、無い場合は記載違いにて２万円の値引き処理とします。
但し、新車時有効車検（１回目の車検満了）以内の車輌に限り、法定点検を１度でも受けた場合は記録簿とみなします。
法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、記録簿とみなしません。
保証書は、メーカー規定保証期間とし、メーカー規定保証期間車輌についてはキャンセルまたは下記値引き処理とします。

新車登録（保証書登録）	値引き額
当年 ～ １年落ち	５万円
１年 ～ ２年落ち	４万円
２年 ～ ３年落ち	３万円
３年 ～ ５年落ち	２万円

尚、保証期間経過車輌については、有無の記載違いとして値引き1万円の処理とします。
新車登録５年以内の車輌でキャンセルの場合は、ペナルティ１万円とします。

メーターのクレーム対応について

メーター改ざんのクレーム受付期間は、ＡＡより6ヶ月とします。
（ ただし、車検証、整備記録簿等商組から送付した書類から判明する場合は、事務局から書類発送後1ヵ月以内とします。）
落札店は、点検記録簿・整備手帳等の提示が必要となります。
キャンセルの場合 ：ペナルティ（出品店関与の場合１０万円・不関与の場合５万円）＋実費（遺失利益は含まない）
かかる実費については、会場にて調整する場合があります。

「車検証走行距離誤記入」の対応について
クレーム受付期間 ： 書類発送日から１ヵ月間とします。
記録簿で確認できる場合 ： ノーペナキャンセル
記録簿で確認できない場合 ： キャンセルの場合、５万円のペナルティ

「タコグラフ交換」の取り扱いについて
記録がある場合 ： 「交換車」として取り扱う
記録がない場合 ： 「改ざん車」として取り扱う
確認できない場合 ： キャンセルの場合、５万円のペナルティ

メーター交換記入漏れのクレーム対応について

落札店は、点検記録簿・整備手帳等の提示が必要となります。

キャンセルの場合 ： ペナルティ５万円＋Ａ＋Ｂ＋実費（遺失利益は含まない）

かかる実費については、会場にて調整する場合があります。

メーター故障による「セットアップ交換」について

＄マークを付け現メーターで表示

キャンセルの場合、ノーペナキャンセル＋Ａ＋Ｂ＋実費（逸失利益は含まない）

積算計１回転車輌の対応について

クレーム受付期間は、事務局より書類発送後６ｹ月間とします。

落札店は、点検記録簿・整備手帳等の提示が必要となります。

キャンセルの場合 ： ペナルティ５万円＋実費（遺失利益は含まない）

走行「＃」表示車輌のキャンセル対応について

クレーム受付期間は、ＡＡより６ｹ月とします。

出品申込書に走行不明「＃」の記載のある場合でも、落札店から記録簿等によりメーター改ざんが立証された場合はクレームとします。その際のキャンセルについてはノーペナルティとし、実費（陸送費・その他かかる実費等）は請求できません。

（落札店も、走行不明である旨を承知で落札している理由による。）

ワンオーナーについて

「ワンオーナー」とは、あくまでも新車登録使用者名義の場合を意味しますが、書類の関係上新車登録使用者名義からディーラー並びに専業店に名変したものも対象とします。

尚、書類の確認により「ワンオーナー」でなかった場合は、事務局より書類発送後１０日間以内の場合に限り、

値引き ： ２万円以上

キャンセルの場合 ： ペナルティ２万円＋実費

＊ ここでいう実費とは落札店までの陸送費・加修費を意味し、他ＡＡ転売に伴う費用は含まないものとします。

Ｓ点における評価点相違のクレーム対応について

５点以下に落ちる場合よりクレームとします。

特殊車両について

特殊・特装車両等の上物は正常に作動することを基本とし、正常に作動しない場合はノークレームに該当する車両でもクレームになることがあります。

㊟ノークレーム車両の定義：① 初度登録より10年または10万km経過車両。② R点・低価格。③ 商談により購入された車両。

３トン吊りクレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、上物の検査証・証明書等の必要書類の有無を明記して下さい。

「明記のない場合は有り」とみなし、「期限切れの場合は無し」とみなします。

<u>裁定基準</u>

① 特殊・特装用途箇所（重要装備品）の不良について

＊ 通常のクレーム対象車両 ･･･ 部品代２万円以上

＊ ノークレーム車両 ･･･ 部品代５万円以上

※正常に作動しない原因が消耗品(オイル、ワイヤー等)の場合はノークレーム

②上物(特殊，特装部品)の年式が古い場合について

＊ ２年以上の場合はクレームとします。

出品店注意事項

１．出品申込書の記入が著しく紛らわしく誤認ある場合は、出品店責任となります。

２．「Ｒ点」車輌は原則ノークレームとなっておりますが、エンジン・ミッション等の重要箇所について
場合がありますので、よく点検して出品して下さい。

３．不良箇所については、出品申込書特記事項欄に明記して出品して下さい。未記入の場合、出品店責任

４．「セールスポイント」は、出品車輌のセールスとなるポイントのもの（純正・社外品を問わずの装着
した装備品が万が一不良・故障又は欠品の場合はクレームとなります。
「不良内容・欠品・出品店注意事項欄」は、車輌の不具合（不良）内容を、不良箇所・状況とも具体
の欠品・社外品装着がある場合の記載欄とさせて頂き、記載の無き場合又は紛らわしい表示内容の場
あります。

５．出品申込書の装備品の欄は純正（メーカー・ディーラー）装備品のみとし、社外品との重複記載の場
尚、純正品が提出できない場合は値引き２万円の処理とします。

６．メーターに疑義がある場合は、出品申込書の走行km記入欄に「＃」を記入し、疑義の根拠及び推定走
走行kmを注意事項欄に明記して下さい。

７．出品車輌が車検付の場合は、出品申込書に車検月・登録番号を必ず記載する義務があり、車輌にﾅﾝﾊﾞｰ
ことが前提となります。従って名変中車輌（普通車）は、トラブル防止等の関係上出品取消し、ＡＡ
（尚、出品

８．出品申込書に、車色・色ｺｰﾄﾞ（ｶﾗｰ番号）は必ず記載して下さい。基本的に車体色と色ｺｰﾄﾞ（ｶﾗｰ番号）
優先します。

落札店注意事項

１．「現車オークション」については、「下見による現車確認」が基本となっておりますので十分下見を
２．「ネット車輌」については、現車が到着した時点で「出品申込書」の記載内容と「現車」を確認して
尚、クレームの受付期間はオークション日を含む５日間とし、車輌が未着の場合は、申し出があり会
受付の延長を認めます。

ＪＵ関東甲信越ペナルティ裁定基準

<table>
<tr><th>ペナルティ事由</th><th>ペナルティ裁定</th></tr>
<tr><td>（1）落札店の都合によるキャンセル
（ 但し、当該自動車のセリ終了後30分以内に申し出のあった場合に限る。）</td><td>ペナルティ 5万円 ＋ Ａ とする。
※注：Ａ＝出品料＋成約料＋落札料.</td></tr>
<tr><td>（2）出品店の都合によるキャンセル
（ 書類提出不可能な場合を含む。）</td><td>ＡＡ当日は、10万円＋Ａ
ＡＡ当日以降（落札店が承諾の場合）は、10万円＋Ａ＋実費（逸失利益は含まない）</td></tr>
<tr><td>（3）納税証明書が成約車両に添付されていない場合、
同年度内に車検の切れる車両において、車検残が1ヶ月未満の時点で請求があった場合7日以内に提出すること
同年度の納税が行われていない場合で車検残が1ヶ月未満のとき</td><td>
7日以内に提出できない場合ペナルティ1万円、以降7日ごとに1万円を加算
ペナルティ1万円、以降7日ごとに1万円を加算</td></tr>
<tr><td>（4）出品店が、オークション開催日を含め10日を経過しても当会場に書類を提出しない場合</td><td>1万円の制裁金を科する。以降、１日を経過するごとに2千円づつを加算する。</td></tr>
<tr><td>（5）出品店が、オークション開催日を含め22日を経過しても当会場に書類を提出しない場合</td><td>それまでの延滞について落札店の解約を認め、10万円の制裁金 ＋Ａ ＋実費（逸失利益を含まない）を科する。</td></tr>
<tr><td>（6）落札車の名義変更期限はｵｰｸｼｮﾝ開催日の属する月の翌月末とし、翌々月の５日までに名変コピーをJU東京に提出するものとする。但し、書類有効期限のあるもの、名変期限のあるものは、各々の期限の5日後までに名変コピーを提出するものとする。</td><td>翌月末までに名義変更がなされない場合、また期限内に名義変更がなされない場合、また名変コピーの提出がされない場合は、１万円のペナルテイを科すものとし、以降7日ごとに1万円を加算する。</td></tr>
<tr><td>（7）落札店が、オークション当日から5日を経過しても落札代金を決済しない場合</td><td>ポスを一時停止する。
ＡＡより6日目以降　⇒　1日当り　落札台数 × 2千円を徴収する。
但し、落札代金決済の遅延が重なる者については、ポス登録の取消し（オークション参加資格の取消し）をすることができる。</td></tr>
<tr><td>（8）書類期限が、会場到着日を含め1ケ月後の応答日以上有効期限のあるものを再交付した場合

出品車の書類有効期限（1ケ月後の応答日以上有効期限のあるものとは ）
例 ：　受付が2月　7日の場合 ⇒ 3月　7日以上の有効期限があるもの
※ 受付日が月末の場合は、翌月末以上あるもの
例 ：　受付が2月28日の場合 ⇒ 3月31日以上の有効期限があるもの</td><td>必ず会場を仲介して、下記金額にて差替えをする。
<table>
<tr><th></th><th>印鑑証明</th><th>委任状</th><th>譲渡書</th><th>その他証明書
（謄本/抄本/住民票等）</th><th>記入申請書</th></tr>
<tr><td>出品店名義</td><td>2万円</td><td>2万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td><td>2万円</td></tr>
<tr><td>ディーラー・専業者名義</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td><td>2万円</td></tr>
<tr><td>その他名義</td><td>5万円</td><td>2万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td><td>2万円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（9）落札店が、書類期限1ケ月後の応答日未満のものを承諾した場合
（ ただし、出品申込書の“特記事項”に記載のあるものを除く。）</td><td>出品店より落札店へ、1万円を支払う。</td></tr>
<tr><td>（10）出品店が、抹消等により落札店よりナンバーを戻してもらう場合</td><td>出品店より落札店へ、 5千円を支払う。</td></tr>
<tr><td>（11）落札店が、書類一式（移転・抹消）を紛失した場合</td><td><table>
<tr><th></th><th>普通車</th><th>軽自動車</th></tr>
<tr><td>出品店名義</td><td>5万円（実費含む）</td><td>3万円（実費含む）</td></tr>
<tr><td>その他名義</td><td>10万円（実費含む）</td><td>3万円（実費含む）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（12）保証書・記録簿の未着を受付してから、発送または再交付の期限２週間を経過した時点で、対応できない場合</td><td>出品店に、1万円の制裁金を科する。
新車登録5年以内の車輌で、保証書がなくキャンセルの場合は、制裁金1万円とする。</td></tr>
<tr><td>（14）出品車輌の燃料が無く、会場内で引き回しができない場合</td><td>出品店に、2千円の制裁金を科する。</td></tr>
<tr><td>（15）出品車輌の走行距離とメーターの不一致</td><td>原則として、（関与の場合10万円・不関与の場合5万円）＋ 実費（逸失利益を含まない）を科する。
実費については、JU東京にて調整する場合があります。</td></tr>
<tr><td>（16） 出品店の出品リストへの記入漏れ・記載ミスによりクレームとなりキャンセルとなった場合</td><td>出品店より、成約料・落札料・（クレーム内容によってはペナルティ）・落札店のかかる費用を徴収する。</td></tr>
</table>